令和６年４月２２日

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所　管理者　各位

猪名川町生活部保険課

令和６年４月以降の介護予防支援計画・介護予防ケアマネジメントの取扱いについて

平素より本町の介護保険行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の介護保険法の一部改正により令和６年４月から指定居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて介護予防支援事業を実施することができるようになりました。

つきましては、別紙に指定による介護予防支援の実施についてまとめましたので、ご確認いただき適正な事業実施にご理解とご協力をお願いいたします。

記

１．指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について

２．指定について

３．その他事項

４．介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出にお

ける留意点

 【問い合わせ先】

 猪名川町生活部保険課　介護保険担当

 TEL　072-767-6235

 E-mail:kaigo@town.inagawa.lg.jp

１．指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について

　◎事業を実施するには市町村から指定を受ける必要があります。

　◎指定を受けて実施できるのは介護予防支援のみです。介護予防ケアマネジメントは実施できません。

　◎令和６年４月以降も、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することも可能です。

　◎サービス提供の開始にあたっては、利用者との契約及び「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提供が必要になります。

　◎町長が必要と認める場合、介護予防サービス計画の実施状況等について提出を求めることがあります。

２．指定について

◎指定申請を検討されている場合は、町役場保険課介護保険担当へ事前にお申し出ください。申請に必要な書類等をご案内します。

◎指定の手続きには手数料（新規14,000円）が必要です。申請書受付後、納付書を送付しますので指定の期日までに納付してください。

◎指定効力の範囲は指定した市町村に限定されます。例えば、猪名川町からのみ指定を受けている指定介護予防支援事業者は、川西市の要支援者に指定介護予防支援を提供することができません。別途川西市の指定を受ける必要があります。

３．その他事項

　◎居宅介護予防支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合でも、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防ケアマネジメントを引き続き担当することができます。介護予防ケアマネジメントに変更する際には担当の地域包括支援センターにご相談ください。

４．介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出における留意点

　居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の提供を行う際には介護予防サービス計画作成・

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下、予防届）の提出が必要です。

　この取扱いに関しては、居宅介護支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントから居宅介護支援事業所による介護予防支援に切り替わる都度提出が必要となりますのでご留意ください。

⇒次ページを参照

（例）利用者Zさんの場合

令和６年４月～通所相当サービス・介護予防福祉用具貸与を利用

A指定居宅介護支援事業所が指定介護予防事業所として担当（委託ではない）

令和6年5月は介護予防福祉用具貸与の利用をキャンセル（通所のみ）

令和6年6月にふたたび介護予防福祉用具貸与を利用

※は届出が必要な月

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月※ | ５月※ | ６月※ | ７月 |
| 担当事業所 | A指定居宅介護支援事業所 | 地域包括支援センター | A指定居宅介護支援事業所 | A指定居宅介護支援事業所 |
| 提供サービス | 介護予防支援 | 介護予防ケアマネジメント | 介護予防支援 | 介護予防支援 |

* ◆　　　　 ◎

◎・・・A指定居宅介護支援事業所が町へ予防届を提出

◆・・・地域包括支援センターが町へ予防届を提出

この場合においては、４月分・６月分はA事業所が指定介護予防支援事業所として担当・請求することができますが、５月分は担当・請求することができません。

５月分は、地域包括支援センターが担当することになるため、この場合、指定介護予防支援事業所は４月分・６月分のそれぞれにおいて予防届の提出が必要となります。

★今後、国等からの通知によりこれらの取扱いが変更となる場合があります。